

令和8年度 大津市立唐崎小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

児童が一人の人格として尊重され、夢と希望をもって、健やかに成長することが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、教育目標に「郷土を愛し、自ら生き方を切り拓く子どもの育成」を掲げ、唐崎を愛し、唐崎小学校に学ぶことに自信と誇りが持てる学校を目指し取り組んでいるところです。また、「人は人の中で人となる～つながる～」 「人を大切にする」をテーマに、様々な人とのつながりの中で子どもたちを豊かに育み、子どもたちの未来につながる教育を進めることで、学校教育目標の実現を図っていききたいと考えています。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、本校では、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます）第3条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のように基本理念が定められています。

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。

この基本理念に則り、本校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体で、全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごすことができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりをしていくためにも、次に示す取組を進めます。

目次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・	3
	（1）いじめの未然防止	
	（2）いじめの早期発見	
	（3）いじめへの対処	
2	「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・	9
	（1）役割	
	（2）構成員	
	（3）関係する校内委員会等との連携	
	（4）いじめ事案対応フロー図	
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・	11
	（1）基本方針、年間計画の見直し	
	（2）基本方針、年間計画の公開・説明	
4	いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・	12

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」は以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

① いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、よりよい人間関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域、その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、学校と地域社会が一体となった継続的な取組を進めます。

取組については、「人を大切にすること」を土台として、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことと考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的人間関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、いじめ防止に向けての自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取組については、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、校内ケース会議を行うなど、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

(1) 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	【重点・必ず実施を】いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	・児童会が中心となって行う「ほっとハートプロジェクト」を推進し、人と人とのつながりを大切にした取組を行う。 ・児童会活動における取組（スマイルグランプリ等）やイベント活動を推進する。 ・「人を大切に」「挨拶」「話を聴く」「そうじ」を大切にして、児童会の主体的な活動を活性化する。

35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・人権やいじめ防止に関する標語等を作成する。 ・いじめ防止に関するスローガン、ポスター等を作成する。
----	----------------------------	---

(2) 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが、いじめとは何か理解するとともに、どのような理由があっても許されないことを理解できるよう、授業に限らず様々な学校行事や学校生活の全体を通して伝えていく。 ・自分がいじめにあったときや、いじめを見たときにどのような行動をとれるのかを伝え、子ども自身の解決力を育む。 ・いじめ問題や人権教育に関わる専門家による講演会や授業を実施する。(6年：弁護士によるいじめ問題や人権教育にかかる授業)
37	【重点・必ず実施を】インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上で起こり得るトラブルについて、その危険性や防止策について学ぶ機会として、ゲストティーチャーによる授業を全学年で実施する。 ・日々の学習の中で、GIGA3 各条の徹底と、タブレットの使い方や情報モラル（著作権、個人情報の管理等）について指導する。 ・情報モラルについて、各学年で学習した内容を保護者向けに発信を行う。
38	相談することの大切さに関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケートの実施と「教育相談月間」として、担任が児童と懇談し話す機会を設ける。 ・日々の教育活動や相談窓口等の広報啓発物品等の配付などの機会において、悩んだときに、人に話す・聴いてもらうことの重要性を伝え、身近な大人や相談窓口等、自分が一番相談しやすい方法での相談を促す。 ・様々な不安から、子どもが相談を躊躇することがないように、相談した人を徹底して守り通すことを子どもに伝えるとともに、実際に相談があった場合には、相談した子どもがいじめの被害を受けることがないように対応を行う。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識を高める道徳科の授業を実施する。(11月学習参観) ・全学級で命の尊さに関する道徳の授業を実施する。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の授業において、対話活動を重視し、児童が互いに尊重し合いながら学ぶ学習環境を整える。 ・児童の見守りを強化するため、授業を積極的に公開し合う。 ・授業の中に、ソーシャルスキルトレーニングやコミュニケーションスキルを高めるための活動を取り入れる。
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の4つの視点を生かした授業、学級づくりを実践。 ・互いの考えをきき合う学習の推進。
42	思いやりの心を育てる異年齢	<ul style="list-style-type: none"> ・たてわり活動を兄弟学年やクラスで実施する。

交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ハッピータイム（異学年交流）を実施する。 ・子どもの学びの連続性を意識し、保幼小中特の校園種を越えた連携事業を推進する。（体験入学、体験授業、架け橋プログラムなど）
-------	--

（３）教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針や対応の流れについて４月に共通理解する。 ・教師のアンテナを高くしていくための校内研修を実施する。
44	【重点・必ず実施を】保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に児童、保護者、地域へ説明し、学校だよりやホームページ等で取組を周知する。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止等のための対策の基本的な考え方や、学校におけるいじめ事案への対応の流れを共通理解する研修、および、いじめをはじめとした子ども支援に関する知識やスキルの向上を目的とした全体研修やOJT研修を実施する。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援コーディネーター、生徒指導主任を中心としていじめ事案を把握し、担任が一人で抱え込むことのないようにサポートし、組織対応する。 ・課題を抱える児童についてケース会議をもち、担任・学年・学校として共通理解を図る。

（４）その他（学校独自の取組）

取組目標
<ul style="list-style-type: none"> ・校内で「学び合い」の学習スタイルのもととなる「話す力」を重点的に推進し、学習を通じた児童のコミュニケーションスキルを高める。
<ul style="list-style-type: none"> ・「人を大切に」「話をきく」「あいさつ」「そうじ」の４つを合言葉として子どもと教職員がともに共通理解し、取り組みを進める。

② いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。

このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いをもって、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づき、積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめ

に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童（生徒）の立場に立ち、法でのいじめの定義に基づいて行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が、日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、SC、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

(1) いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	【重点・学期に1回以上は必ず実施を】いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学期に1回、生活アンケートを実施する。このうち2学期は、いじめに特化したアンケートを行う。 ・複数の教員の目で漏れの無いようにアンケート結果に目を通し、5年間学校で保管する。 ・クラスマネジメントシートを実施する。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回「教育相談月間」を設け、児童と担任及び他の教員との個別面談を実施し、子どもの状況を把握する。 ・実施したアンケートをもとに、担任が子どもと1対1で面談し、校内で情報共有し早期発見に努める。また、アンケートは複数の教員の目で確認し、見落としが無いようにする。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・登校時に校門で見守りや声かけを進め、児童の様子を見守る。 ・児童会における挨拶運動、廊下歩行の呼びかけ等、校内のパトロール活動を実施する。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から家庭訪問や電話などで児童の様子を伝え、担任と保護者のコミュニケーションを充実させる。 ・学校ホームページで子どもたちの様子や取組について発信する。 ・教育相談日を周知し、保護者が担任以外やスクールカウンセラーに相談しやすい環境を整える。
60	「こころの健康観察」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが抱える課題の早期発見から早期対応につなぐため、4年生～6年生を対象に校支援学習帳アプリを活用した「こころの健康観察」を実施する。 ・「SOS」を発信している場合は、その日のうちに話を聞くなど、「SOS」を発信した子どもに対してアプローチを行う。

(2) いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	【重点】子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	・学年会、生活づくり部会等で情報を共有し、タイミングを逃さずに、組織的な対応や取組について検討する。 ・週1回を基本に、教務部会、学年部会を行い、事案の情報共有を図る。
52	いじめの疑いの段階での翌授業日中の教育委員会への速報	・いじめが疑われる事案が起こった際には、緊急に対策委員を招集し、組織的に対応を進める。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	・保幼小中特の連携を深める合同研修会などを開き、異校種間でのいじめに対する認識を確認するとともに担当を中心に情報を共有する。

(3) その他（学校独自の取組）

取組目標
・教育相談月間（5～6月、10～11月）を年間2回設け、担任と児童が個別に面談する機会をもつ。

③ いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、担任等が一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。いじめを受けた児童やその保護者の意向を尊重しながら、対応・指導方針について理解を求め、検討していきます。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。また、被害・加害の児童だけではなく、周辺の児童への指導や、関係児童を取り巻く環境の改善についても検討を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、先入観をもつことなく、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

また、当該事案について聴き取りや保護者連絡等の対応後は経過観察を行い、再発防止へとつなげていきます。謝罪したというだけで再発防止になるわけではありません。いじめに関わる行為をしてしまった児童の内省を促し、自らを振り返ることができなければ、謝罪は表面的なものになってしまいます。そして、いじめた要因や背景

を把握し、いじめた児童が抱えている悩みや課題を改善できるよう、働きかけることが大切であると考えます。

なお、児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理、福祉、医療等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

(1) いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	【重点】「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちにいじめ対策委員会を開き、指導方針、児童への支援内容等を検討する。担任だけで抱え込まず、学年、学校として組織対応を進める。 ・事案の深刻化を防ぐため、学校だけでは対応が困難な場合には、関係機関や専門家と連携し、助言を得ながら早期解決に努める。
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案対応メモに、確認した事実や対応方針等を記録として残し、担当者への報告もこの記録用紙をもとに行う。（5年保管） ・いじめ事案チェックシートに記入しながら対応を進める。 ・いじめ事案の解決に向けて、子どもや保護者の思いを尊重した対応に努める。
56	インターネット上のいじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上のいじめに関する対応マニュアルを活用し、対応にあたる。 ・関係専門機関に助言や指導をもとめるなど、解決に向けた対応を図る。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じてアンケート調査や個別面談を行い、組織的かつ早急な実態の把握に努める。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案に関する情報が記載された文書については、公文書として適切な管理及び保存（5年保存）を行う。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・指導方針、指導内容、児童の様子等について適時適切に保護者に伝える。 ・解決後も保護者と定期的に連絡を取り合い、再発防止と本人・保護者への安心感につなげる。

(2) その他（学校独自の取組）

取組目標
・被害児童に対しては、心のケアを重点に置き、必要に応じて別室（すてっぷ・相談室等）を活用し、安心して登校できる環境や、心の傷をケアできる機会を設ける。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には対策委員会を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、関係児童担任、関係学年主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭とします。

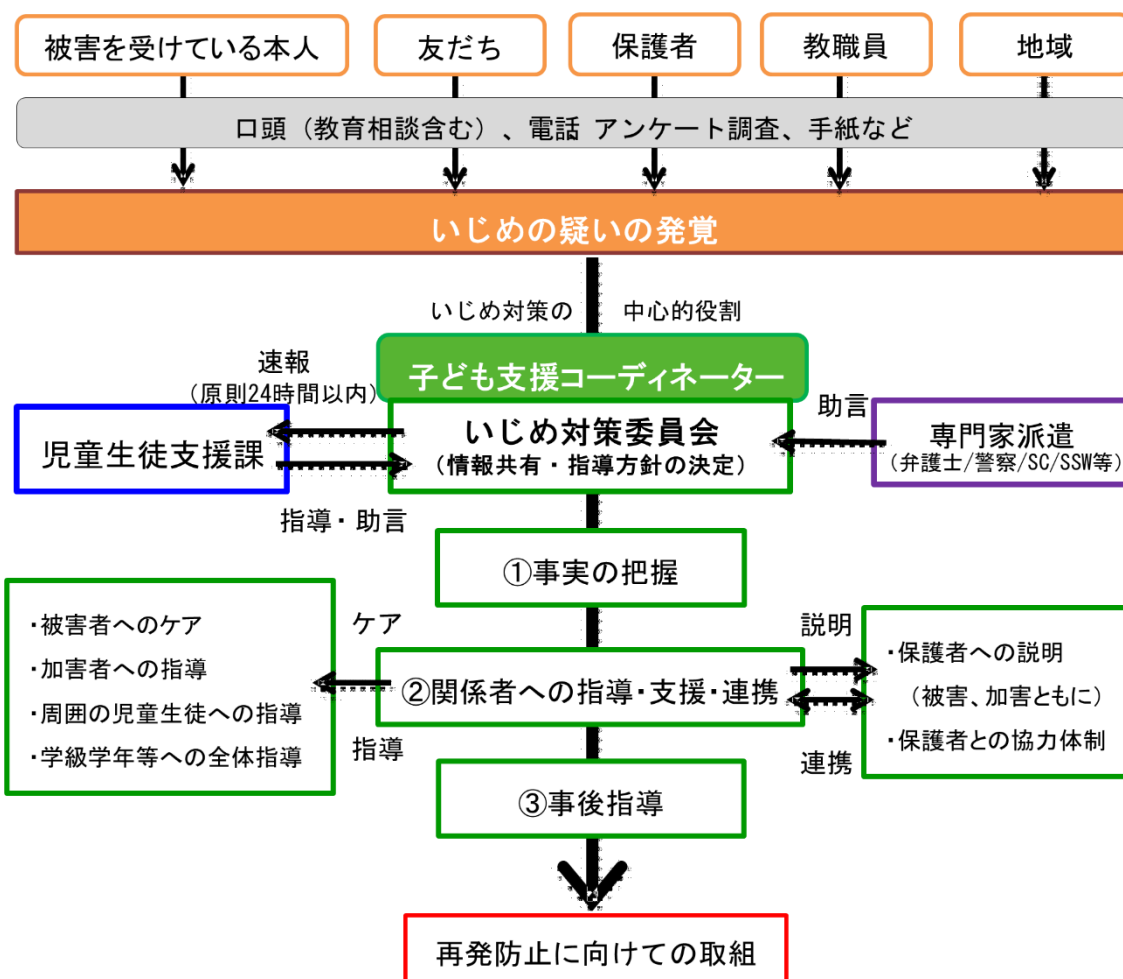
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官 O B）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導部会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(5) 拡大いじめ対策委員会

学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は管理職、主幹教諭、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者としてします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

① 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

② 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	いじめ防止研修いじめ防止基本方針の共通理解 (①・②・③) 学校間、学年間の情報交換、指導記録の引き継ぎ (②) 学級懇談会・個別懇談会 (②・④)	小中連携会議
5	個別懇談会 (②・④) クラスマネジメントシート (1回目) の実施 (②・③)	唐中ブロック合同会議 学校運営協議会 リレーフェスティバル 保幼連携会議
6	クラスマネジメントシートの分析 (③) いじめ防止啓発月間 (①・④) 委員会主体のいじめ未然防止にかかる啓発活動 生活アンケートの実施 (②・③) 教育相談月間 (①・②) 弁護士によるいじめ問題や人権教育にかかる授業〔6年生対象〕 (①)	地域関係者参観会 音楽集会
7	学級懇談会 (④)	
8	いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④)	
9	夏休み明けの子ども達の変化の見取り (②) ネット・スマートフォンに関するトラブル対応にかかる授業を実施〔1・3・5年〕 (①・④)	
10	いじめ防止啓発月間 (①・④) 委員会主体のいじめ未然防止にかかる啓発活動 (ほっとハートプロジェクト) 生活アンケートの実施 (②・③) 教育相談月間 (①・②) クラスマネジメントシート (2回目) の実施 (②・③)	ダンスフェスティバル
11	委員会主体のいじめ未然防止にかかる啓発活動 (ほっとハートプロジェクト) 道徳参観の実施 (④)	学校評価アンケート等 PTA行事 学校運営協議会 地域関係者参観会
12	学級懇談会 (④) 人権週間〔人権意識啓発運動〕 (①) クラスマネジメントシートの分析 (③) ネット・スマートフォンに関するトラブル対応にかかる授業を実施〔2・4・6年〕 (①・④)	スマイルフェスティバル
1	冬休み明けの子ども達の変化の見取り (②)	
2	生活アンケートの実施 (②・③) 児童会による取組の実施 (スマイルグランプリ) (①)	学校運営協議会
3	保幼小中の情報連携のための連絡会 (①)	
<p><年間を通じて> 挨拶運動、廊下歩行、もくもく掃除、トイレの環境整備 (①・②)、教室巡回 (①)、 いじめ対策委員会 (①・②・③)、児童会による取組の実施 (スマイルグランプリ等)</p>		

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④